

新	旧
約款・規定集	約款・規定集
目次	目次
○最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	○最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
○募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針・・・・・・・・ 5	○募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針・・・・・・・・ 5
証券取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	証券取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32	保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
外国証券取引 <u>アカウント</u> 約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37	外国証券取引 <u>口座</u> 約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51	信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61	株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
特定管理口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83	特定管理口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・・・・・・・・ 85	特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・・・・・・・・ 86
非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款・・・・ 88	非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款・・・・ 89
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款・・・・・・・・ 98	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款・・・・・・・・ 99
最良執行方針	最良執行方針
(内容省略)	(内容省略)
募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針	募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針
(内容省略)	(内容省略)

証券取引約款	証券取引約款
<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>1. （内容省略）</p> <p>2. 当社に本サービス利用のための取引<u>アカウント</u>（以下、「本取引<u>アカウント</u>」といいます。）を開設するにあたり、金融商品取引法その他関係法令並びに日本証券業協会及び金融取引所の規則等を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾しこれを証するため、別途、必要となる書面、又は電子的方法により、その内容に同意するものとします。</p> <p>（第2条～第5条 省略）</p> <p>第6条（<u>アカウント登録</u>及び本サービスの利用）</p> <p>1. お客様は、本サービス及び本取引の内容を十分に理解し、本約款に記載されている事項及びその他当社の定める約款・規則（保護預り約款、外国証券取引<u>アカウント</u>約款、信用取引口座約款及び振替決済口座管理約款等）等（以下、「本約款等」といいます。）に同意の上、当社が提供するウェブ上の登録フォームに必要事項を入力し、当社所定の本人確認書類及びマイナンバー確認書類を添えて、当社に対して<u>アカウント登録</u>の申込みを行います。お客様は、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。ただし、ウェブ上の登録フォームに代えて当社所定の申込書に必要事項を記入して利用申込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合、<u>アカウント登録</u>及び本サービスの利用開始を認める場合があります。</p> <p>2. （内容省略）</p>	<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>1. （内容省略）</p> <p>2. 当社に本サービス利用のための取引<u>口座</u>（以下、「本取引<u>口座</u>」といいます。）を開設するにあたり、金融商品取引法その他関係法令並びに日本証券業協会及び金融取引所の規則等を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾しこれを証するため、別途、必要となる書面、又は電子的方法により、その内容に同意するものとします。</p> <p>（第2条～第5条 省略）</p> <p>第6条（<u>口座開設</u>及び本サービスの利用）</p> <p>1. お客様は、本サービス及び本取引の内容を十分に理解し、本約款に記載されている事項及びその他当社の定める約款・規則（保護預り約款、外国証券取引<u>口座</u>約款、信用取引口座約款及び振替決済口座管理約款等）等（以下、「本約款等」といいます。）に同意の上、当社が提供するウェブ上の登録フォームに必要事項を入力し、当社所定の本人確認書類及びマイナンバー確認書類を添えて、当社に対して<u>口座開設</u>の申込みを行います。お客様は、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。ただし、ウェブ上の登録フォームに代えて当社所定の申込書に必要事項を記入して利用申込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合、<u>口座開設</u>及び本サービスの利用開始を認める場合があります。</p> <p>2. （内容省略）</p>

<p>《個人のお客様の場合》                  ((1)～(13) 省略)                  (14)反社会的勢力について以下の点を誓約すること。                  ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。                  ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。                  ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。                  ・マネー・ローンダリング等の公序良俗に<u>反</u>する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。                  ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は、通知により<u>アカウント</u>が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。                  (以下、省略)</p> <p>《法人のお客様の場合》                  ((1)～(11) 省略)                  (12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。                  ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</p>	<p>《個人のお客様の場合》                  ((1)～(13) 省略)                  (14)反社会的勢力について以下の点を誓約すること。                  ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。                  ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。                  ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。                  ・マネーローンダリング等の公序良俗に<u>関</u>する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。                  ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は、通知により<u>口座</u>が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。                  (以下、省略)</p> <p>《法人のお客様の場合》                  ((1)～(11) 省略)                  (12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。                  ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</p>
---	---

<p>・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</p> <p>・マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</p> <p>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>アカウント</u> が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>※ 当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>&lt;取引担当者基準&gt;</p> <p>○取引担当者は1 <u>アカウント</u> につき1名。</p> <p>○取引担当者と法人代表者は同一でも可能。</p> <p>○法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。</p> <p>○日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>○<u>アカウント</u> 名義人である法人の役職員であること。</p> <p>○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、且つ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</li> <li>・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではない</li> </ul>	<p>・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</p> <p>・マネーローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</p> <p>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>口座</u> が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>※ 当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>&lt;取引担当者基準&gt;</p> <p>○取引担当者は1 <u>口座</u> につき1名。</p> <p>○取引担当者と法人代表者は同一でも可能。</p> <p>○法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。</p> <p>○日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>○<u>口座</u> 名義人である法人の役職員であること。</p> <p>○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、且つ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</li> <li>・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではない</li> </ul>
--	--

<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</li> <li>・マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</li> <li>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>アカウント</u> が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</li> </ul> <p>※反社会的勢力には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。</p> <p>○取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。</p> <p>○その他当社が定める基準を満たしていること。</p> <p>3. <u>アカウント登録</u> の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、本約款等に基づき、お客様は当社が本取引 <u>アカウント</u> の <u>登録</u> を承諾した場合に限り、下記取引を行うことができます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>4. (内容省略)</p> <p>5. 当社はお客様のお申込承諾後に、お客様に <u>アカウント</u> 番号、ログイン ID 及びパスワードを通知するものとします。お客様は、利用開始時に使用するログイン ID 及びパスワードが一致した場合のみ本取引 <u>アカウント</u> にログインすることができます。</p> <p>6. お客様は、最初に本取引 <u>アカウント</u> にログインした際、個別注文時</p>	<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</li> <li>・マネーローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</li> <li>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>口座</u> が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</li> </ul> <p>※反社会的勢力には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。</p> <p>○取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。</p> <p>○その他当社が定める基準を満たしていること。</p> <p>3. <u>口座開設</u> の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、本約款等に基づき、お客様は当社が本取引 <u>口座</u> の <u>開設</u> を承諾した場合に限り、下記取引を行うことができます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>4. (内容省略)</p> <p>5. 当社はお客様のお申込承諾後に、お客様に <u>口座</u> 番号、ログイン ID 及びパスワードを通知するものとします。お客様は、利用開始時に使用するログイン ID 及びパスワードが一致した場合のみ本取引 <u>口座</u> にログインすることができます。</p> <p>6. お客様は、最初に本取引 <u>口座</u> にログインした際、個別注文時に入力</p>
--	--

<p>に入力が必要となる4桁の数字（取引暗証番号）を設定する必要があります。</p> <p>7. 当社がお申込承諾後にお客様に通知した<u>アカウント</u>番号、ログインID及びパスワード並びにお客様が設定した取引暗証番号を使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合には、本取引の利用を停止いたします。また、お客様は、<u>アカウント</u>番号、ログインID、パスワード及び取引暗証番号が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の<u>アカウント</u>番号、ログインID、パスワード及び取引暗証番号により、お客様ご本人以外の方が行ったすべての取引については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。</p> <p>8. 前項の場合において当社に損害（合理的な弁護士費用を含みます。以下同じ。）が生じた場合は、お客様名義の取引<u>アカウント</u>を実質的に活用していた第三者を取引<u>アカウント</u>の利用者とみなして、当社は当該第三者及び名義人に対し、損害賠償を請求することができることとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第7条 （本人確認書類及び届出事項）</p> <p>1. <u>アカウント登録</u>審査において、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p>	<p>が必要となる4桁の数字（取引暗証番号）を設定する必要があります。</p> <p>7. 当社がお申込承諾後にお客様に通知した<u>口座</u>番号、ログインID及びパスワード並びにお客様が設定した取引暗証番号を使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合には、本取引の利用を停止いたします。また、お客様は、<u>口座</u>番号、ログインID、パスワード及び取引暗証番号が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の<u>口座</u>番号、ログインID、パスワード及び取引暗証番号により、お客様ご本人以外の方が行ったすべての取引については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。</p> <p>8. 前項の場合において当社に損害（合理的な弁護士費用を含みます。以下同じ。）が生じた場合は、お客様名義の取引<u>口座</u>を実質的に活用していた第三者を取引<u>口座</u>の利用者とみなして、当社は当該第三者及び名義人に対し、損害賠償を請求することができることとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第7条 （本人確認書類及び届出事項）</p> <p>1. <u>口座開設</u>審査において、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p>
--	---

<p>い。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>2. お客様は、本取引<u>アカウント登録</u>に際しては、真正の住所及び氏名を使用するものとします。当社は、本取引<u>アカウント登録</u>時及び各本取引時に犯罪による収益移転防止に関する法律及び関連規則等の定めに従い、取引時確認を行います。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第8条 (個人番号の届出)</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律(以下、「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従い、本取引<u>アカウント</u>を<u>登録</u>するとき、お客様の個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号)を当社にお届けいただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い身元確認を行います。</p> <p>第9条 (禁止事項)</p> <p>1. お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。</p> <p>((1)～(9) 省略)</p> <p>(10)他人名義(家族名義を含みます。)で<u>アカウント登録</u>の申し込みを行うこと又は他人名義の<u>アカウント</u>を利用して取引を行うこと</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>2. お客様は、本取引<u>口座開設</u>に際しては、真正の住所及び氏名を使用するものとします。当社は、本取引<u>口座開設</u>時及び各本取引時に犯罪による収益移転防止に関する法律及び関連規則等の定めに従い、取引時確認を行います。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第8条 (個人番号の届出)</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律(以下、「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従い、本取引<u>口座</u>を<u>開設</u>するとき、お客様の個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号)を当社にお届けいただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い身元確認を行います。</p> <p>第9条 (禁止事項)</p> <p>1. お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。</p> <p>((1)～(9) 省略)</p> <p>(10)他人名義(家族名義を含みます。)で<u>口座開設</u>の申し込みを行うこと又は他人名義の<u>口座</u>を利用して取引を行うこと</p> <p>(以下、省略)</p>
--	---

<p>2. お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該本取引<u>アカウント</u>を凍結します。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。</p> <p>(第10条 省略)</p> <p>第11条 (外国証券取引)</p> <p>1. お客様が第6条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、外国証券取引<u>アカウント</u>が開設されます。</p> <p>2. 外国証券の取引については、当社「外国証券取引<u>アカウント</u>約款」の定めに従い取扱うものとします。</p> <p>(第12条～第22条 省略)</p> <p>第23条 (注文の受付)</p> <p>(1. ～2. 省略)</p> <p>3. 当社は、取引注文の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付を行わないものとします。</p> <p>(1) (内容省略)</p> <p>(2) お客様の本取引<u>アカウント</u>において、立替金が発生している場合。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>2. お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該本取引<u>口座</u>を凍結します。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。</p> <p>(第10条 省略)</p> <p>第11条 (外国証券取引)</p> <p>1. お客様が第6条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、外国証券取引<u>口座</u>が開設されます。</p> <p>2. 外国証券の取引については、当社「外国証券取引<u>口座</u>約款」の定めに従い取扱うものとします。</p> <p>(第12条～第22条 省略)</p> <p>第23条 (注文の受付)</p> <p>(1. ～2. 省略)</p> <p>3. 当社は、取引注文の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付を行わないものとします。</p> <p>(1) (内容省略)</p> <p>(2) お客様の本取引<u>口座</u>において、立替金が発生している場合。</p> <p>(以下、省略)</p>
--	--

<p>(第 24 条～第 28 条 省略)</p> <p>第 29 条 (入金について)</p> <p>1. 本取引を行うにあたり、お客様は、本取引<u>アカウント</u>に振込送金する方法により金銭の入金を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの入金を確認した後に本取引<u>アカウント</u>に入金処理するものとします。ただし、お客様からの入金を確認した後であっても、当社及び金融機関の事務処理の都合上、入金処理までに時間を要する場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>(2. ～4. 省略)</p> <p>5. お客様はご本人名義の金融機関から本取引<u>アカウント</u>へ金銭の振込をすることとし、振込人名義が、当社の本取引<u>アカウント</u>名義と相違している(以下、「異名義による振込」といいます。)場合には、入金処理後であっても原則として、お客様ご自身で当該振込入金の取消処理を行うこととします。お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。なお、取消処理(ご利用金融機関での組戻し)に係る費用はお客様が負担するものとします。</p> <p>6. (内容省略)</p> <p>7. クイック入金システムは時間帯にかかわらず入金可能なサービスとなりますが、即時入金を保証するものではなく、即時に反映しなかったことにより生じた損失・機会利益の逸失、発生費用についてはお客様のご負担となることを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>※クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様の<u>アカウント</u>にお振込みができるサービスです。</p>	<p>(第 24 条～第 28 条 省略)</p> <p>第 29 条 (入金について)</p> <p>1. 本取引を行うにあたり、お客様は、本取引<u>口座</u>に振込送金する方法により金銭の入金を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの入金を確認した後に本取引<u>口座</u>に入金処理するものとします。ただし、お客様からの入金を確認した後であっても、当社及び金融機関の事務処理の都合上、入金処理までに時間を要する場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>(2. ～4. 省略)</p> <p>5. お客様はご本人名義の金融機関から本取引<u>口座</u>へ金銭の振込をすることとし、振込人名義が、当社の本取引<u>口座</u>名義と相違している(以下、「異名義による振込」といいます。)場合には、入金処理後であっても原則として、お客様ご自身で当該振込入金の取消処理を行うこととします。お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。なお、取消処理(ご利用金融機関での組戻し)に係る費用はお客様が負担するものとします。</p> <p>6. (内容省略)</p> <p>7. クイック入金システムは時間帯にかかわらず入金可能なサービスとなりますが、即時入金を保証するものではなく、即時に反映しなかったことにより生じた損失・機会利益の逸失、発生費用についてはお客様のご負担となることを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>※クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様の<u>口座</u>にお振込みができるサービスです。</p>
---	--

<p>※クイック入金において、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き完了前に「閉じる」ボタンにてブラウザを閉じてしまった場合などには、入金エラーとなり、お取引<u>アカウント</u>にご入金が入座に反映されない場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。また、クイック入金エラーは上記原因のみとは限りません。</p> <p>第30条（出金について）</p> <p>1. お客様は、本取引システムから依頼する方法により本取引<u>アカウント</u>の金銭の出金予約を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの出金予約を確認した後に入金処理するものとします。ただし、当社での入金処理が完了しても、金融機関の事務処理の都合上、入金処理までに時間がかかる場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第31条～第43条 省略）</p> <p>第44条（本取引の利用の制限）</p> <p>1. 次の各号に該当する場合、当社はお客様の本取引に関し、事前の通知なく、全部又は一部制限を行う場合があります。</p> <p>（(1)～(4) 省略）</p> <p>(5) お客様が当社の<u>アカウント登録</u>申込受付基準に反することが判明した場合又は本約款、契約締結前交付書面、個人情報等の取扱いに</p>	<p>※クイック入金において、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き完了前に「閉じる」ボタンにてブラウザを閉じてしまった場合などには、入金エラーとなり、お取引<u>口座</u>にご入金が入座に反映されない場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。また、クイック入金エラーは上記原因のみとは限りません。</p> <p>第30条（出金について）</p> <p>1. お客様は、本取引システムから依頼する方法により本取引<u>口座</u>の金銭の出金予約を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの出金予約を確認した後に入金処理するものとします。ただし、当社での入金処理が完了しても、金融機関の事務処理の都合上、入金処理までに時間がかかる場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第31条～第43条 省略）</p> <p>第44条（本取引の利用の制限）</p> <p>1. 次の各号に該当する場合、当社はお客様の本取引に関し、事前の通知なく、全部又は一部制限を行う場合があります。</p> <p>（(1)～(4) 省略）</p> <p>(5) お客様が当社の<u>口座開設</u>申込受付基準に反することが判明した場合又は本約款、契約締結前交付書面、個人情報等の取扱いについて</p>
--	--

<p>ついて等にご同意いただけない場合。</p> <p>((6) 省略)</p> <p>(7) <u>本取引アカウント</u>に対して異名義での入金が行われた場合。</p> <p>((8)～(17) 省略)</p> <p>(18) 他人名義(家族名義を含みます。)で<u>アカウント登録</u>の申込を行うこと又は他人名義の<u>アカウント</u>を利用して本取引を行っていること当社が判断した場合(ただし未成年者口座における運用管理者による取引は除きます)。</p> <p>((19)～(20) 省略)</p> <p>2. お客様の取引について<u>アカウント</u>名義人本人以外の第三者が行っていることが判明した場合、お客様の株式取引の売買、当社取扱商品全ての新規注文、決済注文(品受及び品渡を含みます。)の停止を行えるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第45条～第46条 省略)</p> <p>第47条(解約)</p> <p>1. 次の各号に該当する場合、当社はお客様との本サービスに係る契約を解約することができるものとします。</p> <p>((1)～(11) 省略)</p> <p>(12) お客様が当社の<u>アカウント登録</u>申込受付基準に反することが判明した場合。</p> <p>(13) お客様の<u>登録アカウント</u>のお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合。</p>	<p>等にご同意いただけない場合。</p> <p>((6) 省略)</p> <p>(7) <u>本口座</u>に対して異名義での入金が行われた場合。</p> <p>((8)～(17) 省略)</p> <p>(18) 他人名義(家族名義を含みます。)で<u>口座開設</u>の申込を行うこと又は他人名義の<u>口座</u>を利用して本取引を行っていること当社が判断した場合(ただし未成年者口座における運用管理者による取引は除きます)。</p> <p>((19)～(20) 省略)</p> <p>2. お客様の取引について<u>口座</u>名義人本人以外の第三者が行っていることが判明した場合、お客様の株式取引の売買、当社取扱商品全ての新規注文、決済注文(品受及び品渡を含みます。)の停止を行えるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第45条～第46条 省略)</p> <p>第47条(解約)</p> <p>1. 次の各号に該当する場合、当社はお客様との本サービスに係る契約を解約することができるものとします。</p> <p>((1)～(11) 省略)</p> <p>(12) お客様が当社の<u>口座開設</u>申込受付基準に反することが判明した場合。</p> <p>(13) お客様の<u>開設口座</u>のお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合。</p>
--	---

<p>(以下、省略)</p> <p>(第 48 条 省略)</p> <p>第 49 条 (個人情報等の取扱い)</p> <p>1. (内容省略)</p> <p>2. 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する又は、該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、<u>アカウント</u>番号、<u>アカウント</u>残高、<u>アカウント</u>に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがあります。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局 (IRS) においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>3. お客様は、本取引<u>アカウント</u>の<u>登録</u>に当たり、第 2 項の内容を承諾するものとします。</p> <p>第 50 条 (代理人の範囲及び権限)</p> <p>1. (内容省略)</p> <p>2. 前項各号に掲げた者は以下の行為をすることができます。</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>(第 48 条 省略)</p> <p>第 49 条 (個人情報等の取扱い)</p> <p>1. (内容省略)</p> <p>2. 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する又は、該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、<u>口座</u>番号、<u>口座</u>残高、<u>口座</u>に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがあります。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局 (IRS) においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>3. お客様は、本取引<u>口座</u>の<u>開設</u>に当たり、第 2 項の内容を承諾するものとします。</p> <p>第 50 条 (代理人の範囲及び権限)</p> <p>1. (内容省略)</p> <p>2. 前項各号に掲げた者は以下の行為をすることができます。</p>
---	---

<p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) お客様の<u>アカウント</u>の解約その他の<u>アカウント</u>閉鎖手続</p> <p>(4) お客様の<u>アカウント</u>にお預かりした金銭の返還手続。ただし、当社が特に認める場合を除き、お客様があらかじめ当社に通知しているお客様名義の金融機関口座に振り込む方法により行うものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年8月24日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>(第1条～第5条 省略)</p> <p>第6条 (個人番号等の届出)</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従い、取引<u>アカウント</u>を<u>登録</u>するとき、お客様の個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を総称して以下、「個人番号等」といいます。）を当社にお届けいただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い身元確認を行います。</p>	<p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) お客様の<u>口座</u>の解約その他の<u>口座</u>閉鎖手続</p> <p>(4) お客様の<u>口座</u>にお預かりした金銭の返還手続。ただし、当社が特に認める場合を除き、お客様があらかじめ当社に通知しているお客様名義の金融機関口座に振り込む方法により行うものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>(第1条～第5条 省略)</p> <p>第6条 (個人番号等の届出)</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従い、取引<u>口座</u>を<u>開設</u>するとき、お客様の個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を総称して以下、「個人番号等」といいます。）を当社にお届けいただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い身元確認を行います。</p>
--	---

<p>(第6条の2～第14条 省略)</p> <p>第15条 (保護預り管理料)</p> <p>1. 当社は、<u>アカウント</u>を<u>登録</u>したときは、その<u>登録時</u>及び<u>アカウント登録</u>後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第16条 (解約)</p> <p>1. 次に掲げる場合は、保護預りに係る契約は解約されます。</p> <p>((1)～(3) 省略)</p> <p>(4) お客様が<u>アカウント登録</u>申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年8月24日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">外国証券取引<u>アカウント</u>約款</p> <p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>1. この外国証券取引<u>アカウント</u>約款 (以下、「本約款」といいます。) は、お客様と当社との間で行う外国証券 (日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。) の取引 (以</p>	<p>(第6条の2～第14条 省略)</p> <p>第15条 (保護預り管理料)</p> <p>1. 当社は、<u>口座</u>を<u>設定</u>したときは、その<u>設定時</u>及び<u>口座設定</u>後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第16条 (解約)</p> <p>1. 次に掲げる場合は、保護預りに係る契約は解約されます。</p> <p>((1)～(3) 省略)</p> <p>(4) お客様が<u>口座開設</u>申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">外国証券取引<u>口座</u>約款</p> <p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>1. この外国証券取引<u>口座</u>約款 (以下、「本約款」といいます。) は、お客様と当社との間で行う外国証券 (日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。) の取引 (以下、「本取引」</p>
---	---

<p>下、「本取引」といいます。)に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2. お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下、「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含みます。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下、「外国取引」といいます。)、外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下、「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の<u>アカウント</u>に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。)の委託については、本約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引及び外国取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p> <p>第2条(外国証券取引<u>アカウント</u>による処理)</p> <p>1. お客様と当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引<u>アカウント</u>」(以下、「本<u>アカウント</u>」)といっています。)により処理します。</p> <p>(第3条 省略)</p>	<p>といっています。)に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2. お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下、「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含みます。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下、「外国取引」といいます。)、外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下、「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の<u>口座</u>に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。)の委託については、本約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引及び外国取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p> <p>第2条(外国証券取引<u>口座</u>による処理)</p> <p>1. お客様と当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引<u>口座</u>」(以下、「本<u>口座</u>」)といっています。)により処理します。</p> <p>(第3条 省略)</p>
---	--

<p>第4条（外国証券の混合寄託等）</p> <p>1. お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除きます。以下、「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社で<u>登録</u>されたお客様の本<u>アカウント</u>に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下、「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、振替証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第5条（寄託証券に係る共有権等）</p> <p>1. （内容省略）</p> <p>2. 寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の<u>アカウント</u>に振替数量を記帳したときに移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の<u>アカウント</u>に振替数量を記載又は記録したときに移転します。</p> <p>（第6条～第7条 省略）</p> <p>第8条（配当等の処理）</p> <p>1. （内容省略）</p> <p>(1) （内容省略）</p> <p>(2) （内容省略）</p> <p>イ) 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決</p>	<p>第4条（外国証券の混合寄託等）</p> <p>1. お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除きます。以下、「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社で<u>開設</u>されたお客様の本<u>口座</u>に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下、「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、振替証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第5条（寄託証券に係る共有権等）</p> <p>1. （内容省略）</p> <p>2. 寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の<u>口座</u>に振替数量を記帳したときに移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の<u>口座</u>に振替数量を記載又は記録したときに移転します。</p> <p>（第6条～第7条 省略）</p> <p>第8条（配当等の処理）</p> <p>1. （内容省略）</p> <p>(1) （内容省略）</p> <p>(2) （内容省略）</p> <p>イ) 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決</p>
---	--

<p>済会社が認める場合以外の場合</p> <p>決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本<b>アカウント</b>に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券をいいます。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関をいいます。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p> <p>ロ) 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合</p> <p>お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当</p>	<p>済会社が認める場合以外の場合</p> <p>決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本<b>口座</b>に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券をいいます。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関をいいます。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p> <p>ロ) 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合</p> <p>お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当</p>
--	---

<p>に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本<b>アカウント</b>に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金について株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>2. お客様は、前項第1号に定める配当金、同項第2号イ)及びロ)に定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下、「配当金等」といいます。)の支払方法については、本<b>アカウント</b>への入金によるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第9条(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>1. (内容省略)</p> <p>(1) (内容省略)</p> <p>イ) 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合</p> <p>お客様が所定の時限までに新株式(新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。)の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本<b>アカウント</b>に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が</p>	<p>に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本<b>口座</b>に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金について株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>2. お客様は、前項第1号に定める配当金、同項第2号イ)及びロ)に定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下、「配当金等」といいます。)の支払方法については、本<b>口座</b>への入金によるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第9条(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>1. (内容省略)</p> <p>(1) (内容省略)</p> <p>イ) 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合</p> <p>お客様が所定の時限までに新株式(新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。)の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本<b>口座</b>に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在す</p>
---	---

<p>所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。</p> <p>ロ) 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合</p> <p>決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本<u>アカウント</u>に振り込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本<u>アカウント</u>に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。</p> <p>(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含まず。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本<u>アカウント</u>に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。</p> <p>(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本<u>アカウント</u>に振り込むもの</p>	<p>る国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。</p> <p>ロ) 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合</p> <p>決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本<u>口座</u>に振り込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本<u>口座</u>に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。</p> <p>(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含まず。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本<u>口座</u>に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。</p> <p>(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本<u>口座</u>に振り込むものとし、</p>
---	---

<p>とし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第10条～第16条 省略)</p> <p>第17条 (外国証券の保管、権利及び名義)</p> <p>1. 当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) お客様が有する外国証券(みなし外国証券を除きます。)が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る<b>アカウント</b>に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。</p> <p>(4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券(みなし外国証券を除きます。)」が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当</p>	<p>1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第10条～第16条 省略)</p> <p>第17条 (外国証券の保管、権利及び名義)</p> <p>1. 当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) お客様が有する外国証券(みなし外国証券を除きます。)が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る<b>口座</b>に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。</p> <p>(4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券(みなし外国証券を除きます。)」が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管</p>
--	--

<p>社の保管機関における当社の<u>アカウント</u>に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。</p> <p>(5) (内容省略)</p> <p>(6) お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本<u>アカウント</u>に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。</p> <p>((7)～(9) 省略)</p> <p>(10) お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本<u>アカウント</u>の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。</p> <p>(第18条～第24条 省略)</p> <p>第25条 (個人番号等の届出)</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、<u>アカウント</u>を<u>登録</u>するとき、個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を総称して以下、「個人番号等」といいます。）の通知を受けたときそ</p>	<p>機関における当社の<u>口座</u>に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。</p> <p>(5) (内容省略)</p> <p>(6) お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本<u>口座</u>に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。</p> <p>((7)～(9) 省略)</p> <p>(10) お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本<u>口座</u>の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。</p> <p>(第18条～第24条 省略)</p> <p>第25条 (個人番号等の届出)</p> <p>1. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、<u>口座</u>を<u>開設</u>するとき、個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を総称して以下、「個人番号等」といいます。）の通知を受けたときその他</p>
--	--

<p>の他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の個人番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。</p> <p>(第26条～第27条 省略)</p> <p>第28条 (通知の効力)</p> <p>1. お客様の届出住所あてに、当社によりなされた本<u>アカウント</u>に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うことができるものとします。</p> <p>第29条 (<u>アカウント</u>管理料)</p> <p>1. お客様は、本約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、<u>アカウント</u>管理料を当社に支払うものとします。</p> <p>第30条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、外国証券取引に係る契約は解除されます。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) お客様が<u>アカウント登録</u>申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第31条～第33条 省略)</p>	<p>番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の個人番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。</p> <p>(第26条～第27条 省略)</p> <p>第28条 (通知の効力)</p> <p>1. お客様の届出住所あてに、当社によりなされた本<u>口座</u>に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うことができるものとします。</p> <p>第29条 (<u>口座</u>管理料)</p> <p>1. お客様は、本約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、<u>口座</u>管理料を当社に支払うものとします。</p> <p>第30条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、外国証券取引に係る契約は解除されます。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) お客様が<u>口座開設</u>申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第31条～第33条 省略)</p>
--	--

<p>第 34 条（個人データの第三者提供に関する同意）</p> <p>1. （内容省略）</p> <p>2. お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法（以下、「FATCA」といいます。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、<u>アカウント</u>番号、<u>アカウント</u>残高、<u>アカウント</u>に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: right;">令和 6 年 8 月 24 日 改訂</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">外国証券にかかる企業内容等の開示について</p> <p>（内容省略）</p>	<p>第 34 条（個人データの第三者提供に関する同意）</p> <p>1. （内容省略）</p> <p>2. お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法（以下、「FATCA」といいます。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、<u>口座</u>番号、<u>口座</u>残高、<u>口座</u>に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">外国証券にかかる企業内容等の開示について</p> <p>（内容省略）</p>
---	---

信用取引口座約款	信用取引口座約款
<p>第1条（約款の趣旨） （内容省略）</p> <p>第2条（信用取引口座開設の申し込み） 1. （内容省略） 《個人のお客様の場合》 (1) （内容省略） (2) 当社証券<u>アカウント</u>を<u>登録</u>済であること（未成年者口座を除きます。）。 （以下、省略）</p> <p>《法人のお客様の場合》 (1) （内容省略） (2) 当社証券<u>アカウント</u>を<u>登録</u>済であること。 （以下、省略）</p> <p>（第3条～第14条 省略）</p> <p>第15条（返済注文、返済期日） 1. お客様は、買建を行った場合、返済期日の前営業日までに売返済（転売）又は品受をしていただきます。また、売建を行った場合、返済</p>	<p>第1条（約款の趣旨） （内容省略）</p> <p>第2条（信用取引口座開設の申し込み） 1. （内容省略） 《個人のお客様の場合》 (1) （内容省略） (2) 当社証券<u>口座</u>を<u>開設</u>済であること（未成年者口座を除きます。）。  （以下、省略）</p> <p>《法人のお客様の場合》 (1) （内容省略） (2) 当社証券<u>口座</u>を<u>開設</u>済であること。 （以下、省略）</p> <p>（第3条～第14条 省略）</p> <p>第15条（返済注文、返済期日） 1. お客様は、買建を行った場合、返済期日の前営業日までに売返済（転売）又は品受をしていただきます。また、売建を行った場合、返済期日</p>

<p>期日の前営業日までに買返済（買戻）又は品渡をしていただきます。なお、当社では、返済注文は全て建玉を指定していただきます。約定した後に指定した建玉を変更することはできません。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) 品渡</p> <p>「品渡」とは、売建玉に対する貸付株券等に現物株式等を充当することにより、売付代金を受け取るとをいいます。売付代金は、「売建値×品渡数－諸費用」となります。品渡は、当社に売建と同銘柄の現物株式の預かりがある場合に、その預かり数量の範囲内で行うことができます。なお、「DMM FX」<u>アカウント</u>に代用有価証券として差し出している現物株式等は品渡することができません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年8月24日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理約款</p> <p>(第1条～第2条 省略)</p> <p>第3条（振替決済口座の開設）</p> <p>1. 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の<u>アカウント登録</u>申込によりお申し込みいただきます。その際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い取引時確認を行わ</p>	<p>の前営業日までに買返済（買戻）又は品渡をしていただきます。なお、当社では、返済注文は全て建玉を指定していただきます。約定した後に指定した建玉を変更することはできません。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) 品渡</p> <p>「品渡」とは、売建玉に対する貸付株券等に現物株式等を充当することにより、売付代金を受け取るとをいいます。売付代金は、「売建値×品渡数－諸費用」となります。品渡は、当社に売建と同銘柄の現物株式の預かりがある場合に、その預かり数量の範囲内で行うことができます。なお、「DMM FX」<u>口座</u>に代用有価証券として差し出している現物株式等は品渡することができません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理約款</p> <p>(第1条～第2条 省略)</p> <p>第3条（振替決済口座の開設）</p> <p>1. 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の<u>口座開設</u>申込によりお申し込みいただきます。その際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い取引時確認を行わせてい</p>
---	---

<p>せていただきます。</p> <p>2. 当社は、お客様から<u>アカウント登録</u>申込による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第3条の2～第37条 省略)</p> <p>第38条 (解約等)</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、株式等振替決済に係る契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>((1)～(3) 省略)</p> <p>(4) <u>アカウント</u>残高がなくなった後、相当期間が経過した場合</p> <p>(5) お客様が<u>アカウント登録</u>申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第39条～第44条 省略)</p> <p>第45条 (個人情報の取扱い)</p> <p>1. (内容省略)</p> <p>2. 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口</p>	<p>たきます。</p> <p>2. 当社は、お客様から<u>口座開設</u>申込による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第3条の2～第37条 省略)</p> <p>第38条 (解約等)</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、株式等振替決済に係る契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>((1)～(3) 省略)</p> <p>(4) <u>口座</u>残高がなくなった後、相当期間が経過した場合</p> <p>(5) お客様が<u>口座開設</u>申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第39条～第44条 省略)</p> <p>第45条 (個人情報の取扱い)</p> <p>1. (内容省略)</p> <p>2. 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口</p>
--	---

<p>座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の（1）、（2）又は（3）に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、<u>アカウント</u>番号、<u>アカウント</u>残高、<u>アカウント</u>に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、本約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 6 年 8 月 24 日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">特定管理口座約款</p> <p>（内容省略）</p> <p style="text-align: center;">特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</p> <p>（内容省略）</p>	<p>座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の（1）、（2）又は（3）に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、<u>口座</u>番号、<u>口座</u>残高、<u>口座</u>に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、本約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;">特定管理口座約款</p> <p>（内容省略）</p> <p style="text-align: center;">特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</p> <p>（内容省略）</p>
---	---

<p>非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款 (内容省略)</p> <p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (第1条～第21条 省略)</p> <p>第22条 (課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p>1. お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、お客様名義の当社証券<u>アカウント</u>からの振替でのみ入金を承ります。</p> <p>2. お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下本条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) お客様名義の預貯金口座への出金</p> <p>(2) お客様名義の証券<u>アカウント</u>への移管 (以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">令和6年8月24日 改訂</p>	<p>非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款 (内容省略)</p> <p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (第1条～第21条 省略)</p> <p>第22条 (課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p>1. お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、お客様名義の当社証券<u>口座</u>からの振替でのみ入金を承ります。</p> <p>2. お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下本条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) お客様名義の預貯金口座への出金</p> <p>(2) お客様名義の証券<u>口座</u>への移管 (以下、省略)</p>
--	---